

堺市校区自治会活動推進補助金交付要綱（令和４年４月１日制定）新旧対照表

現行	改正後（案）
１～１０（略） １１ 実績報告 （１）～（２）（略） （３）別表事業分類３のうち、<u>街頭防犯カメラ設置等事業及びLED防犯灯設置等事業を実施した場合は、（２）に加え、次の書類を添付しなければならない。</u> ア <u>街頭防犯カメラ設置等事業</u> （ア）街頭防犯カメラ設置一覧表 （イ）街頭防犯カメラ設置箇所位置図 （ウ）撮影範囲を記した平面図 （エ）街頭防犯カメラ設置後の現況写真 （オ）撮影された画像 （カ）<u>前各号に掲げるものを除くほか、区長が指示する書類</u> <u>【新設】</u> イ LED防犯灯設置等事業 （ア）防犯灯設置一覧表 （イ）<u>前号に掲げるものを除くほか、区長が指示する書類</u> １２～１５（略）	１～１０（略） １１ 実績報告 （１）～（２）（略） （３）別表事業分類３に該当する<u>街頭防犯カメラ設置等事業のうち次に掲げる事項及びLED防犯灯設置等事業においては、（２）に加え、次の書類を添付しなければならない。</u> ア <u>防犯カメラの設置又は更新</u> （ア）街頭防犯カメラ設置一覧表 （イ）街頭防犯カメラ設置箇所位置図 （ウ）撮影範囲を記した平面図 （エ）街頭防犯カメラ設置後の現況写真 （オ）撮影された画像 （カ）<u>その他区長が必要と認める書類</u> イ <u>防犯カメラの修繕又は故障等へ一時的に対応するためのレンタル</u> （ア）<u>街頭防犯カメラ設置一覧表</u> （イ）<u>その他区長が必要と認める書類</u> ウ LED防犯灯設置等事業 （ア）防犯灯設置一覧表 （イ）<u>その他区長が必要と認める書類</u> １２～１５（略）

堺市校区自治会活動推進補助金 運用の手引き

令和 7 年 8 月



目次

1.堺市校区自治会活動推進補助金概要・・・・・・・・・・	1
2.補助金額・補助率について・・・・・・・・・・	4
3.提出書類・提出時期について・・・・・・・・・・	5
4.支払を証する書類について・・・・・・・・・・	6
5.街頭防犯カメラ・防犯灯に係る手続き等について・・・	8
6.よくあるご質問の Q & A・・・・・・・・・・	9

1.堺市校区自治会活動推進補助金概要

1. 目的

自治会活動や防犯、防災に関する地域の取組を包括的に支援することにより、多様化する地域ニーズに柔軟に対応できる環境を整備し、市民参加と市民協働による明るく住みよい安全な地域コミュニティの形成や、住民相互の共助による災害に強い地域社会の実現、地域活動のより一層の振興充実を図ることを目的としています。

2. 補助対象について

(1) 補助対象者

校区自治連合会

(2) 事業分類及び活動例

事業分類	活動例	経費例
(1) 住民相互の交流・連帯事業 * 校区まちづくり協議会も主体に含む	▶ 交流イベントの開催 ▶ スポーツ大会の開催 ▶ スポーツ・文化教室の開催 ▶ 子育て支援活動 ▶ 高齢者支援活動 ▶ 加入促進 ▶ 研修会・会議等の開催 ▶ 研修会・会議等への参加 ▶ その他	▶ イベント等開催経費（物品、保険料、会場借上げ、設営、音響、テントのリース代等） ▶ 研修会の開催経費（講師代、会場代、物品等） ▶ 校区まちづくり事業（イベント等）
(2) 行政・関係団体との連携・協力等事業	▶ 校区会議の開催 ▶ 会議等への参加 ▶ 関係団体との連携・協力事業 ▶ その他	▶ 会議経費（紙代、印刷代、筆記具、お茶代等） ▶ 会議等参加経費（公共交通機関等の利用料、駐車場代等） ▶ 貸し会議室の使用料 ▶ 各関係団体（校区連合子ども会、校区老人クラブ連合会等）への負担金、協力金等
(3) 住民の安全・安心に資する事業 * 校区まちづくり協議会も主体に含む * 防災については自主防災	▶ 防災訓練の実施 ▶ 防犯パトロールの実施 ▶ 啓発イベント・研修会等の開催 ▶ 研修会・会議等への参加 ▶ 街頭防犯カメラ設置等事業	▶ 防災訓練にかかる経費（物資、会場借上げ、設営等） ▶ 防犯イベント等開催経費（物品、会場借上げ、設営等） ▶ 防犯用品の購入経費（例：啓発物品等）

組織も主体に含む	(※1) ▶ LED 防犯灯設置等事業 (※2) ▶ 防犯環境の整備 ▶ 防災倉庫の整備 ▶ 災害用物資の確保・充実 ▶ その他	▶ 防犯カメラの電気代、共架料、作業料等 ▶ 自主防災組織が実施する事業 ▶ 街頭防犯カメラ設置等事業に要する経費 ▶ LED 防犯灯設置等事業に要する経費 ▶ 備蓄用倉庫の設置、棚の増設 ▶ 災害時用の蓄電池の購入 ▶ 備蓄用物資の購入
(4) 地域会館の維持管理事業	▶ 地域会館の運用 ▶ その他	▶ (地域会館に設置している) 複写機のリース代 ▶ 地域会館の維持管理に要する各種経費
(5) 広報啓発・情報発信等事業	▶ 校区広報紙の発行 ▶ 地域掲示板の設置等 ▶ ICT 活用 ▶ その他	▶ 広報紙の作成経費 (紙面の作成費、印刷代等) ▶ 掲示板の設置、修繕、更新に要する経費 ▶ 掲示板のカバー設置に要する経費 ▶ インターネット環境の整備に必要な経費

※1 街頭防犯カメラ設置等事業

堺市では、犯罪発生状況等を踏まえて行政が設置する「公設置」と、日頃の自治会活動を通じて住民目線で必要な箇所に設置いただく「地域設置」の2つの視点で防犯カメラの取組を進めています。このうち、「地域設置」の防犯カメラについて、「堺市防犯カメラ設置補助基準」を満たすもので、かつ、以下のいずれかに該当する場合は本補助金をご活用いただけます。

- (1) 防犯カメラの設置、修繕、更新
- (2) 防犯カメラの設置箇所等の調査設計
- (3) 表示板等の防犯カメラに関連する消耗品の購入
- (4) 故障等へ一時的に対応するためのレンタル (令和9年度まで)

※2 LED 防犯灯設置等事業

地域で設置する防犯灯について、設置・修繕・更新する際に、以下の基準を全て満たす場合は本補助金をご活用いただけます。なお、令和9年度まで、既設の防犯灯を蛍光灯

型から LED 防犯灯へ更新する場合は、本補助金とは別に「LED 防犯灯更新補助金」を実施していますので、該当する場合はそちらをご活用ください。

- (1) LED 防犯灯であること（※令和 9 年度までは、既設防犯灯の蛍光灯型から LED 防犯灯への更新を除く）
- (2) 電気事業者の供給約款の契約種別において、公衆街路灯（A）であること
- (3) 市内各地区に設置される防犯灯であること。ただし、地区外に設置される防犯灯であっても、他市の補助制度の対象ではなく、本市域を照らしており、本市民の生活安全上必要と認められるものは含む

(3) 補助対象とならない経費

- ①現金給付や一律物品給付を行うもの
- ②営利を目的とするもの
- ③政治団体又は宗教団体の活動に利用されるもの

上記以外でも、次の経費は補助対象となりません。

人件費	・役員報酬
交際費	・懇親会費、お祝い金（品）、弔慰金、供花等に係る経費
食糧費	・アルコール類、活動に直接関係のない飲食に係る経費
財産購入費	・土地や権利、株式等の購入費
積立金、繰越金	・積立金、繰越金
寄附金	・法人等への寄附金、義援金

※ここに挙げているものは例示です。実際の活動費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がありましたら区自治推進課へお問い合わせください。

2.補助金額・補助率について

1. 補助金額（交付申請書に記載する額）

400 円×年度当初の校区自治連合会の加入世帯数 + 1,400,000 円

2. 補助率

補助対象経費の 10/10

ただし、事業分類 3 の「街頭防犯カメラ設置等事業」及び「LED 防犯灯設置等事業」は、補助対象経費の合計額の 9/10 が上限となります。（1 円未満の端数は切り捨て）

3. 事業分類ごとの経費配分（予算設定）

5 つの事業分類の中で、補助金交付申請時に任意の経費配分（予算設定）をしていただくことが可能です。また、補助対象期間中、事業分類を跨いで経費配分を組み替えることができます。

ただし、下記のケースに該当する場合は、申請内容の変更手続き（様式第 6 号「事業内容変更申請書」）が必要となりますので、適宜、区自治推進課より補助金執行に関する確認や相談受付等をさせていただきます。

【変更手続きを要するケース】

「補助金交付申請時点で 5 つの事業分類に配分されたそれぞれの予算額に対し 30% 以上にあたる金額」の事業分類を跨いだ組替えがある場合。

3.提出書類・提出時期について

	提出書類	提出時期
申請	【提出書類】 ①校区補助金交付申請書（様式第 1 号） ②事業計画書（様式第 3 号） ③収支予算書（様式第 4 号） ④前年度収支決算書（様式第 9 号） ⑤加入世帯数報告書（資料集掲載「様式 A」）	5 月 31 日 まで
請求	【提出書類】 ①校区補助金交付請求書（様式第 11 号）	補助金交付決定 通知書を受理後 15 日以内
実績報告	【提出書類】 ①校区補助金実績報告書（様式第 7 号） ②事業実施報告書（様式第 8 号） ③収支決算書（様式第 9 号） ④補助金を充当する支払いを証する書類の写し（詳細は P6 参照） ⑤街頭防犯カメラ設置等事業・LED 防犯灯設置等事業については、P8 に記載している書類 ⑥その他区長が必要と認める書類 ⑦校区補助金精算書（様式第 12 号）	補助事業完了後 30 日以内

上記の書類は区自治推進課へ提出してください。

※区自治推進課から校区口座への補助金の振込は 6～7 月頃です。（請求書等提出後となります。）

4.支払を証する書類について

1. 提出が必要となる金額

- 本補助金を充当する経費のうち、1 回の支払いが 1 万円以上の場合について「支払いを証する書類」の提出が必要となります。

(支払いを証する書類【1 万円未満含む】の原本は、校区自治連合会で保管いただきますようお願いいたします。)

- また、令和 7 年度以降の補助金を充当する全ての経費について、3 年に 1 度、区自治推進課による領収書等（1 年分）の確認作業を行わせていただきますのでご協力をお願いいたします。

2. 種類

◎原則：領収書の写し

○例外（「領収書」が発行されない等の場合）：以下①～④いずれかの写し

- ① レシート（1 回の支払いが 3 万円未満の場合）
- ② 銀行等の振込金受取書（ATM の利用明細など）
- ③ 校区自治連合会名義の通帳口座引落としページ
- ④ 受領証（資料集掲載「様式 D」）

・①～③が発行されない場合や相手方に負担金を渡した場合等

3. 記載内容

- 支払いを証する書類には、以下（1）～（5）すべてが記載されている必要があります。

- (1) 金額
- (2) 具体的な品名等
- (3) 日付
- (4) 宛名（原則「●●校区自治連合会」）
- (5) 発行者（発行者名が記載され、原則押印されていること）

※上記項目が記載されていない場合は、別途書類（請求書・納品書・利用明細等）を添付し未記載項目の内容を明らかにする必要があります。

4. 提出方法

- 領収書等貼付用紙（資料集掲載「様式 E」）に必要事項を記入のうえ、別紙に支払いを証する書類の写しを貼り付けし、ご提出ください。

5.その他

- 補助金申請前（4月～5月）の活動に関する支払いを証する書類も必要になりますので、保管していただきますようお願いします。
- 決済手段について、電子マネー、各種ポイントによる支払いは対象になりません。

5.街頭防犯カメラ・防犯灯に係る手続き等について

1. 街頭防犯カメラ・防犯灯については、次の書類を区役所自治推進課まで提出してください。

(1) 街頭防犯カメラ

【設置前・設置後】

- ①街頭防犯カメラを設置する前に、設置予定場所や設置画角について、区自治推進課へご相談をお願いします。その際にご提示いただく書類等については、区自治推進課よりお伝えいたします。
- ②設置後も同様に、区自治推進課へご連絡をお願いします。

【年度終了後の実績報告時（新規・既設）】

ア 防犯カメラの設置又は更新

- (ア) 街頭防犯カメラ設置等一覧表（資料集掲載「様式 B」）
- (イ) 街頭防犯カメラ設置箇所位置図
- (ウ) 撮影範囲を記した平面図
- (エ) 街頭防犯カメラ設置後の現況写真
- (オ) 撮影された画像
- (カ) その他区長が必要と認める書類

イ 防犯カメラの修繕又は故障等へ一時的に対応するためのレンタル

- (ア) 街頭防犯カメラ設置一覧表
 - (イ) その他区長が必要と認める書類
- ※下線部については、令和 9 年度まで

(2) 防犯灯

【年度終了後の実績報告時（新規・既設）】

- (ア) 防犯灯設置等一覧表（資料集掲載「様式 C」）
- (イ) その他区長が必要と認める書類

2. 街頭防犯カメラ設置にあたっての留意事項について

- 「防犯カメラ設置補助基準（資料集掲載）」及び「防犯カメラの運用に関するガイドライン（資料集掲載）」に沿った街頭防犯カメラの設置及び運用をお願いします。
- 防犯カメラについては、令和 6 年度までに地域が補助金を活用して設置した防犯カメラを対象に警察や地域と協議のうえ公設化を予定していますが、令和 7 年度以降に

地域が設置する防犯カメラ等については公設化の対象となりませんので、将来の更新等も含めて各校区で計画的に行っていただくようお願いいたします。

6.よくあるご質問の Q&A

No	質問	回答
1	インターネット注文で購入した物品に補助金を充当することは可能ですか。	可能です。
2	自治会員のクレジットカード払いで購入した物品に補助金を充当することは可能ですか。	可能です。
3	振込手数料や送料に補助金を充当することは可能でしょうか。	可能です。
4	地域会館の管理運営委員会が別会計で存在している場合、同団体への負担金に補助金を充当することは可能でしょうか。	「（４）地域会館の維持管理事業」で補助金を充当してください。
5	地域会館と老人集会室が合築されている場合、光熱水費等の経費に対し補助金はどのように充当すれば良いでしょうか。	建築時の地域会館と老人集会室の面積を按分し、按分率に応じて充当してください。
6	防犯カメラ設置等事業について、見積書の提出は必要でしょうか。	必要ありません。
7	LED 防犯灯や防犯カメラの設置台数等について、申請以降に数量が変更になった場合、修正の申請が必要でしょうか。	P4 に記載の【変更手続きを要するケース】に該当する場合は手続きが必要となりますので、区自治推進課へご連絡ください。
8	防犯灯・防犯カメラの実績報告に必要な設置一覧表は、町会ごとに分けて提出してもよいでしょうか。校区でまとめて提出しなければいけないでしょうか。	町会ごとに分けて提出していただいても構いません。
9	補助金に残額が出た場合、翌年度に繰り越すことは可能でしょうか。	補助金残額を翌年度に繰り越すことはできません。実績報告時に精算し、市へ返還いただくこととなります。

※ご不明な点など詳細については、区自治推進課へお問い合わせください。